

中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱の改正（案）

委員任期

第3条 委員の任期は、原則2年とする。（以下 略） を3年に改正する。

中央区地域健康福祉計画・地域活動計画の理解を深めていただくため、任期を延長する。

【現行】

	26年度 現計画 策定	27年度 現計画 スタート	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 次期計画 策定	33年度 次期計画 スタート	34年度	
A委員	就任	→								
B委員							就任	→		

【改正案】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
C委員	就任	→							
D委員						就任	→		
E委員			就任	→					
F委員						就任	→		

中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(委員任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。</p> <p>(任期の特例)</p> <p>2 平成21年度中に委嘱された委員の任期は、第4条1項の規程に関わらず、平成24年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(任期の特例)</p> <p>2 平成24年度中に選任された委員の任期は、第4条1項の規程に関わらず、平成26年3月31日までとする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(委員任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。</p> <p>(任期の特例)</p> <p>2 平成21年度中に委嘱された委員の任期は、第4条1項の規程に関わらず、平成24年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(任期の特例)</p> <p>2 平成24年度中に選任された委員の任期は、第4条1項の規程に関わらず、平成26年3月31日までとする。</p>